

議長交際費の支出基準

1、目的

安芸高田市議会に対する市民の理解と信頼を深めるため、交際費について、支出基準を定めることにより、行政の透明性の確保と説明責任を果たし、公平かつ公正な執行を図ることを目的とする。

2、支出の相手方

交際費は、安芸高田市議会と直接関係するもの、市政について顕著な功績があつたもの、災害又は事故等にあったもの、その他議長が特に必要と認めるもので、社会通念上妥当と認められるものに対して支出できるものとする。

3、支出区分

交際費の支出の区分は次のとおりとする。

(1) 儀礼的経費

お祝い、お見舞い、香典、生花その他、慶弔等に関する経費

(2) 社交的経費

各種会合等の参加費・会費、その他社交に係る必要経費

(3) 上記に揚げる経費以外で、これに準ずる経費

4、支出基準額

交際費の支出基準は、別表によるものとする。ただし、これ以外の事案が発生したときは、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

5、その他

この基準は、社会経済状況の変化等に十分配慮し、市民感覚と合致したものになるよう、適正な予算の執行のため適宜見直しを行うものとする。

(別表) 交際費の支出基準表

| 区分 | 対象者等 | 金額 |
|----------------------------|--|--|
| お祝い | 叙勲・褒章（市民又は市に縁の者が受賞し、又は祝賀会等が開催されるとき） | 1万円 |
| | 就任等お祝いの生花・祝電（近隣市町の議長・市町長、姉妹都市の議長・市町長、関係協議会等への加盟市町の議長・市町長、地元選出及び出身の国会議員、地元選出の県議会議員） | 実費 |
| | 落成式 | 1万円 |
| | 総会・祝賀会・懇談会・行事等のお祝い | 1万円以内 |
| | 激励祝金（全国大会等に出場する団体又は個人） | 1万円以内（個人） 3万円以内（団体） |
| | 市政の推進に関する各種団体の大会等 | 1万円以内 |
| お見舞い | 病気見舞（近隣市町の議長・議員・市町長、姉妹都市の議長・市町長、市関係機関代表者等） | 5千円 |
| | 災害見舞（火災・災害等） | 社会通念上、妥当と認められる額（他都市における災害見舞金はこの限りではない） |
| 香典 (生花について は議長と別途協議) | 市議会議員（現職：本人） | 1万円 |
| | 市特別職（現職：本人）市職員（現職：本人） | 1万円以内 |
| | 行政委員会の委員（現職：本人） | 1万円以内 |
| | 近隣市町の議長・議員・市町長、姉妹都市の議長・市町長、市関係機関代表者等 | 1万円以内 |
| | 市政に功労があったと認められる者 | 5千円 |
| | その他、議長が特に必要と認める者 | 5千円 |
| 会費 | 会費を必要とする会合等への参加等に係る支出（政治家等の個人パーティーは除く） | 会費相当額 |
| その他 | 市政運営上の必要経費として、議長が特に認めるもの（広告料、土産、その他） | 社会通念上、妥当と認められる額 |

備考

別に消費税（地方消費税を含む。）が課されるものにあっては、表中の支出基準額の当該額に消費税率（地方消費税率を含む。）を乗じて得た額を加えた額を支出基準額とする。

この基準は、平成17年10月1日から適用する。

この基準は、平成28年3月1日から適用する。